

とある類にて、病を令和オムるをも、動植にまれ、法術にまれ、何にても泛くなくしといへりトと見えたり。○中記紀略○註 共に記せる應神天皇の御歌に須々許理賀迦美斯美岐邇和禮惠比邇祁理許登那具志惠具志爾和禮惠比爾祁理略○註 とある。この具志も、事ナ和藥、咲藥トと云意にて、事ナ和藥、咲藥なる藥酒に酔けりと詔玉へる也。

〔隨意錄七〕藥石之義、宋袁文、龜牖問評云、藥固無可疑者、石則砭石也、古者以石爲針云々、今謂此說不可然也、砭石者古刺瘍疽之具、而與針不同歟、故古語多曰瘞疽砭石、左傳曰、季孫之愛我疾疢也、孟孫之惡我藥石也、美疢不如惡石、夫石猶生我、按此傳文、藥石非二物、藥石則藥石、而石之可以爲藥者多歟、後醫所用猶有滑石、青礞石、礬石、石膏等。

〔運步色葉集厚〕藥方。

〔古事記下卷〕爾御調之大使、名云金波鎮漢紀武、此人深知藥方、故治差帝皇之御病。

〔古事記傳三十九〕藥方は、久須理能美知と訓べし、方ハは和邪ワザと、書紀神代卷に、定其療病之方此方は、訓サマべくも訓れど、然サマは訓サマべくもあらす、さて知藥方とは、藥を用ひて、術を治むる術を知れるを云なり、醫イは藥師ヤクシとは、漢國の醫書どもに、藥品を合せ、書紀天智卷に、百濟の人どもの中に、解藥サトルと注したるあるに同じ。

〔古史傳十八〕定其療病方、療字を、舊く袁佐牟と訓るも、惡からねど、其は續紀四の詔に、御病欲治此ればなり、有レ久須々疏と訓べし、舊訓を集めたる玉篇に、然る訓の有ればなり、此は已猶若レ久須理の考を書て、療字を久須疏と訓レまい、欲レき由レを、然るは、まづ久須里と云語は、いさ、かも古信友に語りしかば、後に見出て、告遣せたるなり、語の様を知らむ者は、藥師の術、また藥の病を治むる事は、奇異なる故に、其物を久須理と云ひ、其を以て病を療す人を、藥師と云ならむとは、誰も思ひ寄ことながら、久須理は久須流てふ活語の體語になれるにて、本は貼傳ることの古言なるを、皇圀にて、藥を用ふること、貼るより